

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備

成長戦略を金融面から加速・強化

## 市場の活性化

(新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等)

### 投資型クラウドファンディング<sup>(注)</sup>の利用促進

- ◆ 少額(募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下)の投資型クラウドファンディングを取り扱う金業者の参入要件を緩和
- ◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入等

(注) 新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

### 新たな非上場株式の取引制度

- ◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度<sup>(注)</sup>とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

(注) 現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

### 金業者の事業年度規制の見直し

- ◆ 「4月1日から3月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、金業者ごとに異なる設定をすることを許容

(注) この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

## 市場の活性化

(新規上場の促進や資金調達の円滑化等)

### 新規上場に伴う負担の軽減

- ◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能

(注) 特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業は対象外。

### 上場企業の資金調達の円滑化等

- ◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要(大量保有報告制度の対象となる株式から自社株を除外)
- ◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し(「無過失責任」から「過失責任」への変更等)等

(注) 上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

## 市場の信頼性確保

### ファンド販売業者に対する規制の見直し

- ◆ 第二種金業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止
- ◆ 第二種金業者について、国内拠点の設置等を義務付け等

### 金融指標に係る規制の導入

- ◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を導入等

### 電子化された株券等の没収手続の整備

- ◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備